岡山市立学校園教育実習実施要綱

岡山市教育委員会

（目的）

第１条　この要綱は、岡山市立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校（以下「市立学校園」という。）において実施する教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に基づく教育職員免許状取得のための教育実習（以下「教育実習」という。）の実施に関し必要な事項を定め、教育実習の適切かつ円滑な実施に資することを目的とする。

（教育実習の体制）

第２条　教育実習は、市立学校園での教育実践を通じて、教育実習の対象者（以下「実習生」という。）自らが教職への適性や進路を考える貴重な機会であり、次世代の教員を養成する機会である。大学、短期大学又は教員養成機関（以下「大学等」という。）、教育実習を行う学校及び幼稚園（以下「実習校園」という。）及び岡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は教育実習の適切かつ円滑な実施にむけ協働して教育実習にあたる。

（対象者）

第３条　教育委員会は、教育職員免許法に基づく普通免許状取得のために必要な教育実習を行う大学等からの申請により、市立学校園の教育課程の実施に支障のない範囲において、次に掲げる要件をいずれも満たす学生を実習生として受け入れることができる。

(1) 教育職員免許状の取得が見込まれ、教職に就く意思があること。

(2) 教育実習の期間中は、教育実習に専念できること。

(3) 大学等が規定している教育実習の前に履修すべき単位数を修得していること。

(4) 授業(保育)を構想することや、学習(保育)指導案の立案ができ、幼児児童生徒に教育を施す者としての基本的な心構えを含め、大学等における教育実習に係る事前指導を受けていること。

（教育実習の手続き）

第４条　市立学校園において教育実習を実施しようとする大学等は、教育実習開始までに以下の手続きを行うこと。

(1) 大学等は、教育実習の希望者に対し、実習校園から事前に承諾を得るとともに内諾書（様式は各大学等によるもの）を作成すること。

(2) 実習期間は、実習校園から事前の承諾を得る手続きの際に実習校園と大学等との間で調整し、内諾書に記載した期間とする。ただし、実習校園の事由により、実習期間を変更することができる。

(3) 大学等は下記の 3 つの書類を作成し、教育委員会に提出すること。

・教育実習承諾依頼書（様式 1）

・教育実習生名簿（様式 2）

・内諾書（写）

教育委員会は大学等から送付された文書を確認するとともに、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）」の制定に伴う特定性犯罪事実の確認を実習生対象に行う。文書に不備等なく、特定性犯罪事実が認められなかった場合、教育委員会は承諾書（様式 3）を作成し、大学等に送付する。

(4) 大学等は承諾書の写しを実習校園に提出すること。

（大学等の役割）

第 5 条　大学等は、教育実習の開始前に実習生に対し、第 3 条第 4 号に規定する事前指導を行う。

第 6 条　大学等は、教育実習の開始後、実習生の教育実習に臨む姿勢や資質・能力に問題が生じた場合には、速やかに個別の指導を行う。

第 7 条　大学等は、実習生について、実習開始までに大学等における健康診断の受診確認及び麻しん抗体有無確認等を終了しておくこと。

（市立学校園の役割）

第 8 条　市立学校園の校園長は、通常の教育活動に支障のない範囲で実習生の受入れに努めるものとする。

第 9 条　市立学校園の校園長は、教育実習の希望者と面接を行い、実習生としての適性について確認を行う。実習生としての受入について適当と認めた場合、校園長は大学等が用意した内諾書を大学等に交付する。

第 10 条　教育実習にあたっての実施プログラムの作成は、実習校園が行う。

（実習生の服務）

第 11 条　実習生は、教育実習期間中は教育実習に専念し、実習校園の校園長の指示に従わなければならない。

第 12 条　実習生は、地方公務員法 34 条（秘密を守る義務）及び岡山市個人情報保護条例を遵守し、教育実習中に知り得た個人情報の取扱いには細心の注意を払うこと。

（実習生の体調管理・感染症対策等）

第 13 条　大学等は、実習生に対し、教育実習開始の２週間前から終了までの間、検温を実施する等で体調管理に留意し、良好な健康状態で教育実習に臨むことができるように指

導すること。また、実習生の学校保健安全法施行規則に定める「学校において予防すべき感染症」（以下、「学校感染症」という。）への感染確認、感染拡大防止に向けて責任をもつこと。特に麻しんについては罹患歴を調べるとともに、罹患の既往が確実でないものについては、抗体検査や予防接種を受けるよう指導すること。

第 14 条　教育実習開始の２週間前から終了までの間に、実習生に体調不良等の症状がある場合や近親者に学校感染症の感染者がいる場合、実習生は、実習校園及び大学等の指示・判断に従うこと。

（教育実習期間中の事故・保険等）

第 15 条　教育実習期間中に実習生に係る事故又は事件が発生した場合には、大学等は責任を持って実習校園や教育委員会に連絡・対応しなければならない。

第 16 条　実習生の実習校園における教育実習期間中の災害及び実習校園までの往復途上での災害、実習校園又は第三者に与えた損害等については、当該災害の原因が実習校園・教育委員会に起因することが明らかな場合を除いて、実習校園・教育委員会はその責任を負わない。

第 17 条　大学等は、第 16 条に規定する災害等に備えるため、大学等の責任において、実習生に傷害保険及び賠償責任保険に加入させるものとする。

（経費等）

第 18 条　実習校園の関係者は、教育実習実施に伴い大学等又は実習生から謝礼金等を受領しない。ただし、給食費、実習生の個人保有となる教材費等、実習生個人に帰属する費用については、実習生の負担とする。

（教育実習の辞退）

第 19 条　実習生は、教育実習を辞退する場合、速やかに、大学等及び実習校園に申し出ること。その際、大学等は、速やかに、教育委員会に連絡・報告すること。

（教育実習の中止）

第 20 条　実習校園の校園長は、実習生が第３条に該当しないと認めた場合、第 11 条並びに第 12 条の規定に違反して実習校園の校園長の指導に従わず、若しくは幼児児童生徒の個人情報を漏洩する等の行為を行った場合、実習校園の教育活動を妨げる行為を行った場合、又は、第 13 条並びに第 14 条の規定に違反した場合、教育実習を中止することができる。

第 21 条　教育委員会は、教育実習を行うにあたり、実習生に不適切な事実があることが判明した場合、教育実習の受入を中止することができる。

附 則

この要綱は、令和８年 12 月 25 日から施行する。

（様式１）

【　　発　　番　　】
令和　　年　　月　　日

岡山市教育委員会　様

教育実習承諾依頼書

大 学 名：
学長氏名：

下記のとおり、令和　　年度における岡山市教育実習の受入れについて承諾をしていただきますようにお願いいたします。なお、下記２の確認事項について確認済であることを申し添えます。

記

１．実習生氏名等
別添「教育実習生名簿」のとおり

２．確認事項
（１）「岡山市立学校園教育実習実施要綱」の内容を確認しています。
（２）教育実習を行うにあたって必要な事前指導を徹底し、「岡山市立学校園教育実習実施要綱」に書かれた内容を、学生に遵守させます。
（３）教育実習生は「こども性暴力防止法に基づく従事者向け研修教材」の標準教材（①標準動画）を視聴し、こどもと接するに当たり、理解しておくべきことを理解しています。
（４）「教育実習生名簿」に記載されている個人情報が学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）の制定に伴う特定性犯罪事実の確認を行う際に使用されることに学生は同意をしています。

教育実習生名簿

（様式２）

大学名	
大学所在地 ※承認書送先住所	
担当部署	
担当者	
電話番号	

No	大学等名	氏名		メールアドレス	生年月日				性別	勤務地（教育実習受入校）		業務内容	教科等	教科等	勤務開始日（教育実習開始日）				勤務終了日（教育実習終了日）			
		姓	名		年号	年	月	日		教育実習受入校名	教育実習受入校住所			「その他」を選択した場合に記入	年号	年	月	日	年号	年	月	日
例	○○大学	岡山	太郎	××××@××××	平成	3	4	2	男	岡山市立足守小学校	岡山県岡山市北区足守７８９番地	教育実習	全教科		令和				令和			
1																						
2																						
3																						
4																						
5																						
6																						
7																						
8																						
9																						
10																						
11																						
12																						
13																						
14																						
15																						
16																						
17																						
18																						
19																						
20																						
21																						
22																						
23																						
24																						
25																						
26																						
27																						
28																						
29																						
30																						
31																						
32																						
33																						
34																						
35																						
36																						
37																						
38																						
39																						
40																						

（様式３）

岡教職第　　号
令和　年　月　日

　大学
　学長　　様

岡山市教育委員会教育長

教育実習について（回答）

令和　年　月　日付け、　大第　　号でご依頼のことについては、下記のとおり承認いたします。

記

１　実習期間　　～

２　実習教科

３　実 習 校

４　実 習 生

５　備　　考　実習内容等については実習校と十分連絡してください。

実習開始日または実習開始日までに本紙の写しを実習校園に提出してください。

実習前に必ず大学の定期健康診断または外部医療機関で健康診断を受診し、特に麻しんについては罹患歴を調べるとともに、罹患の既往が確実でないものについては、抗体検査や予防接種を受けるよう指導してください。

また、健康管理につきましては、引き続き各大学にて教育実習前の体調管理の把握や注意喚起を行っていただき、実習中の健康管理等は、各学校長の指示に従うことを学生に徹底してください。